

## 平成 28 年度 第 2 回高知県食の安全・安心推進審議会

日 時：平成 29 年 3 月 15 日（水曜日）午後 1 時 30 分 ～ 4 時

場 所：総合あんしんセンター 2 階 大会議室

---

（食品・衛生課：小野チーフ）

定刻となりましたので、ただ今から、高知県食の安全・安心推進審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます、食品・衛生課の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この審議会は平成 18 年 2 月から開催しており、今回で通算 24 回目、平成 28 年度の審議会としましては 2 回目の開催となります。審議会には 20 名の委員がおられますが、本日は三谷委員、津野委員、中澤委員、濱口委員、山之内委員、田中委員、山本委員が所要のため欠席されております。また本日、和田委員出席予定ですが少し遅れております。現在は 12 名のご出席をいただいております。高知県食の安全・安心推進条例第 30 条第 3 項の規定に基づき、審議会の委員数の過半数に達しており会議が成立していますことをご報告いたします。なお、本日の会につきましては公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、日頃からお世話になっております中国四国農政局高知支局、浅利総括広域監視官にもご出席をいただいております。また、関係機関の方も出席者名簿にありますように、県並びに高知市の食の安全・安心に関する各課が出席しております。

それでは、会議に入ります前に、健康政策部長の山本より皆さんに開会のご挨拶をさせていただきます。

（山本健康政策部長）

皆さん、こんにちは。年度末で本当に何かと忙しい中、審議会に出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃は県の政策の推進に本当にご協力をいただいております。重ねてお礼を申し上げたいと思います。

この審議会ですけど、前回の審議会でも第 3 次の高知県の食の安心・安全推進計画ですけど、策定について皆さんから多くの貴重なご意見をいただきました。そのいただいた意見を反映させた計画の案を作りまして、これを県民の皆様に意見公募ということでもさせていただきました。それで、今回は最終案をお諮りをさせていただいて審議会としてとりまとめさせていただきたいというふうに考えています。

それから、また報告ということになりますけれども、平成 25 年には BSE の検査の対象年齢を引き上げるときにご議論いただきました。あれから 25、26、27、28、丸 4 年ということですけど、この間全く一頭も全国的に出ていないということもあり、また平成 14 年の 1 月に生まれた牛以降、これまで BSE が国内では発生していないと。これは肉骨粉を餌に

入れないという飼料の規制をしっかりと日本はできているということが大きいことかと思えますけれども。そういうことで、ゼロということは多角的には言えないようではございますけれども、ほぼゼロに近いかなというような状況の中で、この4月から全国一斉に健康な牛についてですけど、健康な牛についての検査については中止というか、行わないという予定になっております。まだ手続きがありますけれども、そういう予定でありますので、詳しいことはまた担当課のほうからご報告をさせていただきたいというふうに思います。

ここで、ちょっとすみません。県の行政のPRということになりますけど。3月4日に高知城歴史博物館が開館いたしまして、今年と来年が大政奉還と維新の150年ということで。志国（しこく）高知、志の国の「志国高知」ですけれども、まず幕末維新博ということで県を挙げて開幕をしております。全体で23の文化施設、歴史関係の施設中心に、いろんな歴史だけではなくて食であるとか、それから体験とかいろんな活動ができるようなコース設定をしておりますので、県外の方に多く来ていただきたいというのはあるんですけれども、県内の方にもぜひ興味を持っていただいて、まずはお近くのところからでも結構ですので見ていただければなど。それから県外の方にもしっかりとPRをしていただければなどというふうに思います。

本題に戻りますけれども、食の安全・安心というのは、危機管理、健康危機管理対策ということでも欠くことができませんし、私ども中心に進めている日本一の健康長寿県づくりの構想を進めていく上でも欠かすことはできません。また、県が産業振興計画ということで一生懸命取り組んでいますけれども、やっぱり生産から流通、消費までの安全の確保ということは、いろんな商品を皆さんに安心して買って食べていただくためにも非常に重要なことですので、今後とも安全・安心の食の確保に向けてより一層の啓発とか指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

本日は、本当に限られた時間ですけれども関連なご議論をお願いしまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。今日はよろしくお願ひいたします。

（食品・衛生課：小野チーフ）

今からご出席の皆様のご紹介をさせていただきます。申し訳ございませんが、呼ばれた方はその場でご起立ください。

高知県生活協同組合連合会、西岡委員。

（西岡委員）

西岡です。よろしくお願ひします。

（食品・衛生課：小野チーフ）

高知県連合婦人会、佐々木委員。

(佐々木委員)

佐々木です。よろしくお願いいたします。

(食品・衛生課：小野チーフ)

続きまして、公募委員の方をご紹介します。久委員。

(久委員)

久でございます。よろしくお願いいたします。

(食品・衛生課：小野チーフ)

谷委員。

(谷委員)

谷と申します。よろしくお願いいたします。

(食品・衛生課：小野チーフ)

坂本委員。

(坂本委員)

坂本です。よろしくお願いいたします。

(食品・衛生課：小野チーフ)

高知県指導農業士連絡協議会、鈴木委員。

(鈴木委員)

鈴木です。よろしくお願いいたします。

(食品・衛生課：小野チーフ)

農村女性リーダーネットワーク、野村委員。

(野村委員)

野村です。よろしくお願いいたします。

(食品・衛生課：小野チーフ)

高知県漁協女性部連合協議会、浜野委員。

(浜野委員)

浜野です。よろしくお願い申し上げます。

(食品・衛生課：小野チーフ)

一般社団法人高知県食品衛生協会、井上委員。

(井上委員)

井上でございます。よろしくお願い致します。

(食品・衛生課：小野チーフ)

高知県菓子工業組合、刈谷委員。

(刈谷委員)

刈谷でございます。よろしくお願い致します。

(食品・衛生課：小野チーフ)

株式会社サンプラザ、田村委員。

(田村委員)

田村でございます。よろしくお願い致します。

(食品・衛生課：小野チーフ)

高知県立大学、南委員。

(南会長)

南です。よろしくお願いいたします。

(食品・衛生課：小野チーフ)

高知県立大学、和田委員。

(和田委員)

和田です。よろしくお願い致します。

(食品・衛生課：小野チーフ)

それでは、これからの議事の進行は、条例の第30条第2項の規定により南会長にお願い致します。よろしくお願い致します。

(南会長)

それでは、皆様方のご協力をいただきまして会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

審議会第30条第2項に基づき、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。久委員と井上委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。事務局から、第3次の計画案についてご説明をお願いします。

(食品・衛生課：大野)

食品・衛生課の大野と申します。座って説明させていただきます。

皆様のお手元に、今日の次第、クリップ止めしておりますけれども、その下に資料1-1、1-2をホッチキス止めしてお配りしております。

前回の審議会のときにお伺いしました意見、それからそのご意見をもとにして素案を少し修正いたしました。それについては以前パブリックコメント等をさせていただいたときに、こういったご意見に対応することでお配りさせていただいたかと思っております。

経過報告になりますけれども、1-1の下、「パブリックコメント実施」というのを書かせていただいております。今年1月17日から2月15日まで意見公募をしましたがけれども、提出された意見がありませんでした。そういった意味では、いただいたご意見でほぼいろんなことが網羅できたのではないかなとありがたく思っております。

次、めくっていただいて資料1-2をご覧ください。パブリックコメントの後の話になるんですが、若干の軸の修正と、それからこちらの県の行政の組織改革が行われる予定となっておりますので、関係課の課名が変わります。例えば、一番上の合併・流通支援課ですと、水産政策課とそれから水産流通課というような2つの課の方に業務が分かれたりとか、それからスポーツ健康教育課の方が保健体育科に変わったりであるとか。そういったことで、それぞれ冊子の中にある文字が若干変わっておりますので、そちらの方はサッと見ていただければと思います。

次、資料の2ということで、冊子の案を再度お配りさせていただいております。先ほどの資料1の修正の新旧対照表に書いてある分は、中に赤字で書いてございます。ほかのところは、赤字以外のところは全ていただいたご意見のままということで書かせていただいておりますので、大きく変わったところはございません。

次に、資料3-1というちょっと横長にA3資料を後ろに付けてございます。ちょっとそちらをご覧ください。先ほど申しあげましたように、機構改革で少し課の名前が変わります。計画案の方も第3次のほうは4本の柱ということでしたけれども、今回は「3つの柱」に統合して章立てを再編しております。「1の生産から消費に至る食の安全・安心の確保」、「2食品に関する正確な情報の提供」、「3食の安全・安心の確保するための相互理解と信頼関係

の確立」という 3 本の柱に応じまして、それぞれの取り組みに応じた関係課を「○」で表しております。これは来年度からの計画でございますけれども、それぞれの担当課が取り組んでいったことに対して、また皆様に報告をしてご意見をいただくような予定でおります。

次に、資料 3-2 というのを付けてございます。これは、先ほどの資料に冊子案から数値目標だけを抜き出したものです。今後これから 5 年後の目標値に向かっていろいろな取り組みを進めていくわけでございますけれども、今のところ数値だけ並べたところが見やすいかと思ひましてこういったものを作っております。今後、来年の審議会、また次の審議会のときに進捗管理をしていただくときに、これが間に、28 年度、29 年度というふうに数字が入って行って比較検討していただけたらと思っております。

この中で、一番右側の備考欄のほうに「○新」、新しい数値目標というものを何個か入れさせていただいております。こちらが、前回の審議会のときにも少しお話をさせていただいたかと思うのですが、一番上の○新、虫の害、虫害 IPM 技術の普及率、こちらの方が来年度からはキュウリとカンキツについて特に取り組みを進めていくということで、パーセンテージをかなり高くしていく予定にしております。

第 2 次計画の方は、ナスとかの作物である一定の成果が見られたということなのですが、3 次では、まだ取り組みはこれからということでキュウリとかカンキツを挙げております。

それから、病害 IPM 技術の普及率。虫の害はナスの場合はほぼ達成できておるんですけども、病気に対する総合的な向上技術についてはこれからというところもありまして、5 年後のナスの栽培について 80%まで目指しているというのを、新たな数値目標と捉えさせていただいております。

それから、ちょっと資料の中ほどにあるんですが、「HACCP 導入型基準の施設数」というところを新しい目標値として 320 施設掲げております。これは、HACCP、衛生管理の方法の技術なわけですが、そういった HACCP を取り入れた施設、そういったものを増やしていこうということで保健所のほうも頑張って指導しておりますし、それから地産地消・外商課のほうでも講習会を開いて事業所のレベルアップを図っております。5 年後にはこれぐらいの施設まで HACCP に取り組む施設が増えていけばということで今、そういうふうな取り組みを進めているところです。

これは施設数ですけども、それを支える職員の方の人材育成というのも大切なということで、その下 5 年後の目標として食品衛生監視員の 3 分の 2 以上というふうにさせていただいておりますけれども、職員の育成、HACCP に係る助言等を行えるそういった食品生成監視員という活動の方なんです、それを増やしていこうということで掲げております。

あと、新しい目標としましては、下の認証制度推進のところ、「有機 JAS 認定事業所における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組延面積」とちょっと長いタイトルですが。これは別の県計画の目標と同じ数値を持

ってきています。これまで有機の関係の目標というのは、取り組む農業者の方の数などを掲げておったんですけれども、別の計画から農地面積、延面積をもってきて、それと合わせております。これが新しい数値目標になっております。

それから、その下の「高知県食品総合衛生管理認証施設数第2ステージ以上」。これが先ほどのHACCP導入型というものとはリンクはしておるんですが、高知県版HACCPという認証制度、食品衛生に取り組んでいる施設に対して認証するというをやっております。この施設も同じ数ぐらい増やしていこうということで、数値の方に掲げさせていただいています。

最後の新規の数値ですが、「消費者を対象とした食品表示に関する講習回数」ということで、20回以上ということで掲げております。今までもこちらは、一般の方に話をする機会はあるんですが、主に事業者の方に対して表示の正しいやり方ということの説明する機会が多くございましたけれども、表示というのはやっぱり使う側・消費者の方が見て利用されるものですので、消費者の方にも講習、講習といいますか、お話をする機会を増やしていこうということで掲げております。

新しい計画については、以上です。

最後に参考資料というのをつけております。これは、今年度、この第2次計画までの取り組みの一覧です。これまでは関係各課がいろいろ第2次計画の中身の項目によりまして担当課が掲げておりましたけれども、これは先ほどの資料3-1のようにまとめて来年度からは進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(南会長)

ありがとうございました。前回、計画案を見せていただいて皆様からご意見をいただいて、そしてそれを修正してパブリックコメントをいただいた結果、パブリックコメントはゼロであったと。計画の担当者の方にも計画案の修正があったことと、委員会の皆様方のご意見をいただいて、県民の支持をいただいているのではないかというふうに思いますが、最後のこれ段階でございます。どうぞご意見をいただけたらと思います。特に数値目標をお示しいただいているので、忌憚のないご意見を願います。

事務局、なにか追加発言ありますか。

(食品・衛生課：大野)

少し追加をさせていただいてもよろしいでしょうか。

資料1-1の計画(案)修正に係るこれまでの経過ですけれども、少しもう一度説明をさせていただきたいと思っております。前回での主なご意見なんですが、順々に説明させていただきますと、「県の生産・出荷段階の残留農薬検査検体数が減った理由が知りたい」というご意見がございました。これにつきましては、資料の2の19ページになるんですが、19ペー

ジの数値目標の下にちょっと注釈を付けてございます。やっぱり検査検体数が減るということは、やっぱり不安に繋がることもあるかなとは思いますが。こういった理由がありましたということで注釈をつけてございます。環境農業推進課が実施する生産出荷段階の残留農薬検査というのは今年度、28年度で終了するんですけども、食品・衛生課と高知市保健所で行っております流通段階の残留農薬検査を引き続き行っておりますので、そういった意味での縮小ということになっております。

それから、「HACCP 助言に係る食品衛生監視員数を新たな目標値にしているが定数変更により評価が左右されるということで、数値の取り方を検討したらどうか」ということでしたが、これは22ページの方。当初は、目標値が何人というかたちで何人中何人ということで示しておりましたけれども、割合で3分の2以上ということでさせていただきます。これはどうしても人事異動等、それから新しい職員が入ってくるであるとか、そういったかたちでの人が入れ替わりがあっても、ある一定以上の資質を保てるようにということでの割合ということで、取り方を変えさせていただきます。

それから、県版 HACCP については、前回の計画では目標25だったんですが、新しい目標値では320というふうにしております。「そのプロセスが見えない」というご意見をいただいていた。これは同じ22ページの取組の②のほうに、食品関連事業者への講習、それから現地指導、書類アドバイス等を組み合わせて段階的に取り組むことができる支援を行いますということで、具体的に事業者に関わって HACCP を、自立をできるようなかたちに支援をしているということで追加記載をさせていただきます。それから29ページ、ちょっと飛んで申し訳ありませんが、認証制度の記載があります。こちらのページで言うと、取組の方向の3番目、これも同じようなフレーズにはなるんですけども、事業者への講習、現地指導、書類アドバイス等を組み合わせて、段階的に HACCP 手法に取り組むことができるように支援を行うということで、支援をしていながら認証に結び付けて確実に HACCP を施行していただくということでしております。

それから、前回のご意見のときに、23ページの「ジビエの普及」のことについてのご意見をいただきまして、その旨を追加記載をしております。取組の方向の④、ジビエの安全な取り扱いについて啓発します。それからよさこいジビエフェアにより飲食店への利用促進を図りますということで、第3次計画から新たに鳥獣対策課、ジビエの振興をしている課なんですけれども、こちらの方にも一緒に入っていただくことになりまして、こういう記載にさせていただきました。

次、24ページをご覧ください。食中毒予防のページなんです、「事業者にとって食中毒の事例というのは有益な情報であるので、そういった情報提供をしてほしい」というご意見をいただきましたので、その分を追加しております。取組の方向の②ですね。講習会等により、具体的な事例による食中毒予防啓発と情報提供を行いますということでさせていただきます。

次、ちょっと飛びますがすいません、36ページ。食育の推進のところのほぼ真ん中あた



りなんですけれども、「(参考)平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」というものを付け加えさせていただいております。この部分が、県の方がやっております調査というのはその上にあります「体力・運動能力、生活実態調査」での「朝食摂取率が低い」というご意見がありまして、「全国で比較できるものがないか」というご意見があったんですが、ちょっとこれは学年がほぼ似たようなところがあるということで、データの参考値を挙げさせていただいております。これが全国調査、各県での調査はこれぐらいということでの目安にさせていただくようなことと思います。

それから次37ページ。隣のページですが、「ヘルスマイトの養成のこと、今後について」のご意見いただきました。取組の方向の③、地域の食育推進活動の活性化のため、食生活改善推進委員（ヘルスマイト）の育成・支援に努めますということで、この言葉を付け足しております。

それから、「学校給食における地場産物の活用の数値の取り方が適切かどうか」というご意見がありまして、それは同じページなんですけれども、数値目標の注釈の方に出典を追加しております。全国調査からの数値を持ってきておりますので、今のところこの数値で比較していこうということになっております。またもっと比較対象が増えるような調査があれば、またそれも追加でご紹介していければと思っています。

次、38ページ、次お願いします。食の安全・安心に取り組む農林水産物のPR及び支援の方なんですけれども、いただいた意見の中に、「環境保全型農業が全国でトップクラスだところが、県内であまり知られてないんじゃないか」ということでしたが、取組の方向の②の方に、ここ県外だったのですが、県内外に向けてメディアを活用したPRや販促活動ということで、県内外に向けてということにさせていただいております。

最後40ページ、一つめくっていただいたところなんです。重点取組みの中にリスクコミュニケーションを挙げております。前回のお示した案では、「目標値が現在の計画と同じだ」ということでご意見をいただきましたので、今回、新たな第3次計画では10回以上ということで、前は6回だったと思うんですが、大きく開催数を増やすことにいたしました。テーマの選定については、11ページに戻ってしまいますけれども、そのときの県民の方々の関心が高い話題であったり、それから不安を担うようなテーマだったり、そういったものを主に選定して毎年開催をしていくということで予定をしております。

補足なんです。この計画を冊子にしていくのは来年度に行い、次回の会ではお配りできるようなつもりではおりますので、ご意見がありましたら今日お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(南会長)

ご説明いただいたとおりですが、いかがでしょうか。

目標値を県に積み上げていただいて反映させてということでしょうか。

(食品・衛生課：安藤課長)

ちょっと私の方からご説明の方を。

(南会長)

はい、どうぞ。

(食品・衛生課：安藤課長)

先日、国の課長会がございまして、HACCPについては義務化の方針ははっきり国の方も申しております。まだいつ義務化、それから段階的におそらくせえざるを得ないと思うんですけども、そこは順次検討しておりますということでした。高知県としては、結構、結構といいますか、全国に先駆けてこの HACCP 推進に向けて、県が大きくバックアップしているということで大変注目を浴びております。

それからもう一つ、ニュースでよく話題になりましたが、トヨタがジビエの処理を現地に車を持って行って、車で肉処理ができるという処理車というものを開発いたしました。高知県では構原町がいち早くそれを導入したいということで、今、県の方では施設に関する要綱、施設基準的なものを作るべく構えております。

以上です。

(南会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ご意見いただきたいと思います。

(田村委員)

教えていただきたいのが 1 つあります。農薬の適正使用指導ということで、マイナー作物の農薬登録データというのがありますけれども。ポジティブリスト制度になって、あれ確か 2003 年ぐらいでしたかね。もう十何年経っていますけれども、まだそのマイナー作物というかですね、要するにまだ農薬と登録ができていない商品がどれくらいあるのかなと思って。もちろんですね、新しい野菜とかさまざま作られていることは分かっていますけれども、実際どんなもんかなと。これは、ほかの県の同じ様な市場を見てもですね、やっぱり同じようになんていうか、要するに促成という目標があるので。日本中の情報をとれば、ほとんど網羅されているんじゃないかという気はするんですけども。どんなものでしょうか。

(環境農業推進課：下元)

環境農業推進課の下元と申します。高知県でマイナー作物といいますと、シシトウとかミョウガとかオクラだとか、まだあると思います。そういったものの病害虫に対する農薬

というのはかなり登録が進んでいっています。なので、これからどんどんそういった作物に対する農薬登録を進めていく必要はさほどないと思っています。

ただし、先ほどおっしゃられましたとおり、新しい農作物なども栽培が始まっていますので、そういったものに対しては今後も取り組んでいく必要があると思います。

(南会長)

田村委員、よろしいでしょうか。

(田村委員)

わかっている。だからですね、どういうふうなものを。例えば、今新しくでてくる、高知で出てきて、具体的にこれなんかは早くやらないかんかなと。そういうふうに、どういう認識をしとるのかなと。

実は、これは意地の悪い質問でね。いつもこういう目標が出るがですよ。けど出るけど、その内容についてはまるっきり分からないという話なので。具体的に一品でもいいですし、こういうものをやらないかんと思うちゅうのであれば、教えていただけたら。

(環境農業推進：下元)

一つちょっと思いつくのは、例えば高知市で栽培がおこなわれているカイランサイなどは農薬登録が少なく、これから進めていくべき作物だと思います。

(南会長)

それってすみません、素人なので、なんですか。カイランサイ。

(環境農業推進：下元)

菜花に近いものです。

(南会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(田村委員)

私、商売柄ですね、会社の方でも私どもが売っている商品ですね、ちょっとずつやけど表示については非常に注意をしております。どこのスーパーへ行っても実は必ず表示見て、「ああこんなもんかな」と思って実は感心したり、自分で思ったりしてるがやけん。食品表示でですね、栄養表示を絶対ですね、あと 3 年後に実はなると思うがやけん。やってるところはすごく進んでやってますけども、やってないところはまるっきりやってないというふうにですね、実は今ちょっと両極端に分かれているんじゃないかなと

というのが、私がいろいろ見たりお聞きしとるがです。だからこのままいったら、最初は 5 年分あるき大丈夫と思ってましたけど、まだ 3 年もあるから大丈夫と思うか、あと 3 年しかないと思うのかということがあって。実は、私どもが作っている商品で、商品マスターとして登録されておるのが約 600 くらいあります。

ほんで、それを 1,000 万、商品化しているのはその中の一部ですけど、たまに商品にしたりとか販売したりとか。で、今技術的にパソコンとかがあるんで、実はですね、今慌ててやるがですけど、そここのところの進捗状況を見てあまりにも遅れているところには直接指導はできるわけないと思いますけど、やっぱりその早めにということで喚起をした方がいいのかなと。それで折角ですね、あまりにもひどいのがあったんで、小野チーフに「ちょっとでてきてや」と言うて出てきてもらって、あとはなんか指導してくれたということですけど。

やっぱり今の体制の中で詳しくきちんとできる方が。関係機関による合同の食品表示監視指導回数が 15 回とあって、食品表示ウォッチャーの数が 20 名。食品ウォッチャーの人ですね、知識が問われるんじゃないかなというふうに思います。

あと、私が見て一番思うのが、本来あるべき表示がないことがある。ハムを使っちゃうのに、ハムの中へ本来入っているようなものがまるっきり無いき、これは無添加、無着色のハムかなと思うようなこともあってですね。そういうことにも少し目を向けていただいて、3 年後にあまりジタバタしないようにした方がいいんじゃないかなというふうに、今、実は感じてますけど。

(南会長)

はい。いかかでしょうか。

(食品・衛生課：大野)

食品・衛生課の大野です。表示の方は添加物であったり、先ほどご意見いただいた栄養成分表示とかの方を担当しております。

表示の方法については、地産地消・外商課の方で事業者向けの研修会をしていただいております。こちらの方はどちらかという、その表示に不備があったときに、ここはこういうふうにして下さいねというふうに指導するような立場で、監視を主にこちらはしています。

確かに言われるとおり、不備なものというのはありますが、それは見つけ次第指導して直していただいているような状態です。

それから、その地産地消・外商課でしていただいている講習というのは、一般的な表示の方法とか、栄養成分表示の計算の方法とか、そういった具体的な内容ですので、受講した事業者さんも今後も増えてくれば、表示も正しいものがどんどんひろがっていくのではないかと考えております。

(食品・衛生課：安藤課長)

今、地域の保健所での指導はもちろん当たり前のことなんですけども、当然残り平成 32 年までですので、その間には営業者の許可を出している方に対しての更新の講習会であったり、それからすいません、田村さんも入っていただいている食品衛生協会さんの各指導においても、できたらうちのパンフレットなどを回していただいて、いろんな機会に 32 年までにやんなきゃいけないんだよっていうことを早めに知らせるといことをしていきたいと思ひますし、相談窓口の紹介というふうなことをどんどんしていつて、保健所も当然相談窓口になっておりますので、できる限り早く変えていただくようご指導をしたいと思ひております。

(田村委員)

はい、分かりました。

(南会長)

提案でございます。あと食品表示ウォッチャーのですかね。

(地域農業推進課：田中チーフ)

地域農業推進課の田中と申します。先ほどお尋ねございました、食品表示ウォッチャーの活動につきまして、現在お話がありましたように 20 名の方に活動していただいております。平成 28 年度の 2 月末現在で延べ 579 事業所の調査を行っております、業務の開始前には皆さん研修を受けていただきまして、また制度の改正がございましたら、その外部研修でご説明をさせていただきます、さらにうちの方でウォッチャーさんを対象にしたものではないんですが、一般に開催しております制度の説明会のご案内もさせていただきます。

(南会長)

ありがとうございました。それではほかに。はい、どうぞ。

(刈谷委員)

私は、菓子工業組合の刈谷と申しますけれども。県さんの HACCP ですか。これ、私ども菓子屋はほとんどが、前が店でその奥が工場という、機械がほとんどでございます。90% ぐらいそうなってます。この国際基準 HACCP、とてもじゃないけどスペース的というか、物理的には無理ながですね。ですから、この高知県の HACCP、私ども菓子屋もこれを 20 年ですか、20 年になれば義務化ということですけども。私どもこれを放っておくわけにもいきませんので、これを私ども組合員にもですね、この国際基準の HACCP ちょっと無

理ですけれども、高知県版の HACCP ならなんとかこれはいけそうな。これはここにも書いてあるけどソフト面が重視をされてるところではありますけど。それらがなんとか高知県版の HACCP 規則、こういうこの何ていいますか、説明会というか講習会、そんなものはあるんですかね。

私ども組合に来てですね、説明をしていただくとか。

実は、私どもだんだん県外へ出してる、4年に一回、私ども全国菓子博覧会というのがあります。今年がちょうど三重の伊勢市であるんです。その中で、全国の菓子を全国フリーマーケット、フリーじゃないですけど、マーケットというのがあります、そこ大体デパートさんが全部仕切って全国のお菓子を販売するわけです。

ですから、各県にその売のお菓子屋を募集するわけですね。その募集したときに「おたくはそういう HACCP とか、認証ありますか」と、それを絶対聞かれるわけです。なかったらもうはねられるというか。ですから、もし高知県の HACCP でもあればですね、こういうのがありますよということが向こうに伝えですね、取引ができるかと。そういうふうに思っておりますけども。その辺、私ども組合員もできればそういう流れとしても外へ売り出すといえますか、こんなことをしたいんですけど、ご存知でしょうか。

(地産地消・外商課：合田課長)

地産地消・外商課でございます。今のご意見にお答えさせていただきます。ほんまにありがたいお話だと思っております。

昨年の6月に新しい県版の HACCP がスタートして、地産地消・外商課の方で HACCP 研修をはじめて、8回やって160社がすでに受講しております。その受講された方のところへ、今度はまた専門のアドバイザーさんを派遣をさせていただいて、認証を取得するための申請書の指導とかですね、あと現場の指導とかですね、そういうのもさせていただいて、今98社ぐらいアドバイザーを送っております。

現時点で新しい県版の HACCP の認証を取得しているのが25社です。ただ、申請中は今14社ぐらいあって、さらに申請の間近なところも数十社ぐらいにあって、おそらくこの3月、4月ぐらいで50社ぐらいの認証取得になるのではないかなと思っておりますが、そんな状況でございます。研修はやっております。29年度も引き続き研修はやりまして、専門のアドバイザーさんの派遣もさせていただきます。

もし、その組合さん方でなにか集まりがあるときに、私ども地産地消・外商課の方にご連絡いただければ出向いていってですね、まずはどういうことをやっているかとか概略を説明させていただいて、その上で、例えば研修をいつぐらいにやるとかですね、そういう情報なんかも、まだちょっと日にちまで今日の時点では確定していないんですけど、来年度も何回かやりますので、ぜひお声掛けをこちらの方からお願いしたいなど。出向かせていただきますので。

ちょっと難しいとお考えの方もたくさんいらっしゃいましたけれども。その HACCP、県

版といえども国際標準の HACCP を一応網羅したかたちなので。また先ほどおっしゃったように、その第 2 ステージというのはいわゆるソフトの導入というもので。ハードをいろいろお金をかけてやらないかんようなものではありませんので、そこはまずご安心いただけたらいいです。まずは、その第 2 ステージの手順を入れて行っていただきたいと思っています。

一例をあげると、小さいうどん屋さんが第 2 ステージ今年取っていますので、店舗を構えられた洋菓子店さんもですね、十分にとっていただける内容だと思いますので、ぜひご連絡いただければと思います。

(南会長)

はい、ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(食品・衛生課：安藤課長)

今の HACCP 認証、県版の認証の関しては、明日も認証審査会というのをございまして、新たに 8 社が審査にかけられてということで。地産地消・外商課の方が一生懸命後押ししていただきますけれども。書かなきゃいけないこともあるにはありますので、そこはご指導をさせていただきますから。第 2 ステージまではとにかくさっき申しましたソフト面で十分いけますので、ぜひご参加をよろしく願いいたします。

(南会長)

刈谷委員、よろしいでしょうか。

(刈谷委員)

はい、ありがとうございます。

(南会長)

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(鈴木委員)

すみません。農業の生産現場からちょっとお聞きしたいんですけれども。今 HACCP のお話もありましたが。私たちの方で直接今度関係してくるのは、GAP の話になってこようかと思います。今国の方もですね、オリンピックに向けて、オリンピック内に出す野菜には、グローバル GAP、もしくは JGAP の認証を通ったものというふうに進めようとしておりますし、各県の方にも連絡案内等来ていると思いますが、それに取り組もうとする生産者側にはかなりの補助金であったり、補助があるという話ですけれども。

この安全・安心の農産物の生産及び供給という中で、我々ができることというのは、そ

の GAP の取得を目指していくこと。この推進計画の中では、やはり GAP の現状値と目標数値というものも表していくべきなのではないかなと思います。

現実には、消費者の皆様にもそういう安全・安心の部分に分かってもらうことも大事です。この間聞いたところだと、青森県の農業高校はもうすでに、五所川原農林高校というところは高校自体でお米とリンゴで GAP をとっているところもありますので。そういうものを先駆けて高知県もやっていくべきなのかなと思いますし。おそらくこの間もお話があったと思いますが、高知県内のそういう農業系の高校でも、もしくは農大でも目指していこうという取り組みを始めていくんだろうと思います。

とりあえず教えていただきたいのは、我々生産の現場で GAP を取得していく中で、どういった補助があるのか。またそれを実際に担当課はどちらなのかとうことを、まず教えていただきたいです。

(南会長)

はい。いかがでしょう。はい、どうぞ。

(環境農業推進課：山崎チーフ)

はい。環境農業推進課で環境担当の山崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、オリンピック、パラリンピックの農産物の調達基準でございます。先ほど鈴木委員からお話がありましたように、その農産物の要件につきましては、食材の安全を確保すること、それから環境保全型農業、持続的な農業で生産されたもの、それから農作業の作業者の安全の整備。そういうふうなものが担保されてできた食材が要件とされております。

その要件を満たすものとして、グローバル GAP、JGAP アドバンス、それから組織委員会が認める認証スキームとして、JGAP ベーシックの 3 つが認証 GAP ということで認められております。

ただ、その認証 GAP をとらない場合どうすればよいかということに関しまして、国の共通基盤ガイドラインに準拠した GAP を行って、かつそれを都道府県等公的機関による第 3 者の確認をすること。それをクリアすれば、食材の調達基準は満たすというようなことで、パブコメが行われまして、間もなく 3 月末までにオリンピックの委員会の方から調達基準が示されることと思います。

ただ、ガイドラインの準拠の GAP をどういうふうに都道府県と公的機関、第 3 者が確認するかというふうな方法についてはまだ具体的に示されておきませんので、その確認の方法はまだ全然取り組んでおりませんが、国のガイドラインに準拠した GAP の推進につきましては、別に国の方の農業関係のハード事業、例えば集出荷施設ですか、そういうものを作ったり、稲のカントリーエレベーターを作ったり、そういうふうな国の事業を入れたところについては、国のガイドライン準拠 GAP を実施すること。それを評価年、事業を実施して 3 年後ぐらいまでには実施することというのが、事業の要件に定められております。



その関係なんかで、各 JA も複数、4 つか 5 つの JA で既にガイドライン準拠 GAP に取り組まなければならないというふうになってきておりますし、県がその実施について確認をすれば、その調達基準を満たすということで、その具体的な国からそういうふうな確認方法が示されてきました場合、高知県においてもすぐ取り組めるような方法で進めております。

それから事業の関係でありましたものなのですが、国の方でその国際認証、国際的な基準の GAP を取るにあたりまして、その認証の取得費用に関する補助。それから認証を取得するときに国際認証基準については、そういうふうな指導してくれる民間のアドバイザーを雇ってやらなければならない場合が多いです。その費用、それからあと土壌分析とか、水質分析、そういうふうなもの分析の費用。それから集出荷施設なんかにおきまして、例えば蛍光灯がむき出しであった場合、もし割れた場合にその農産物に入ってくると。そういうふうなところのカバーをつける必要があったりします。そういうふうな構造変更のための費用、そういうようなもの。一定の上限の決まりがありますが、低額で補助してくれる事業があります。

それは国の方の募集が一応 2 月の中旬で 1 回終わっております。国の方の担当者会のほうへ行きますと、引き続き募集をかけていきたい、補正予算も含むか、まだ 1 回目の募集が終わった段階で、その申請者の今内容を精査しておると。全部が全部事業要件に合っているような状況でないこともあるので、もしかしたら予算が余って追加募集を掛ける。もし追加の金がなければオリンピックまでにもう 1 回補正予算組んでもう 1 回続けて募集をかけていきたいというようなことが、全国の担当者を集めてやる会で言われてきております。そういうふうな情報がありましたら、すぐに農業者の皆様伝えていきたいと考えております。

(南会長)

ありがとうございます。鈴木委員よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

1 個だけ。

(南会長)

はい、どうぞ。

(鈴木委員)

ありがとうございます。前回もその 2 月 17 日の締め切りの分もおそらく我々の方には案内はなかったの。自分ら知っているものだけが申し込みをしたり。高知県の場合だと 2 件ぐらいですかね、GAP の取得されているのは、2 件。

(環境農業推進課：山崎チーフ)

今、よろしいでしょうか。

グローバル GAP、新たにこの 2 月に 1 件認証取得いたしまして、グローバル GAP が 2 件、JGAP については 1 件が認証取得しております。その事業については、今 1 個事業者が申請をしたということになっております。

(鈴木委員)

はい、ありがとうございます。

オリンピックに出すのが目的ということではなくてですね。やっぱり高知県内から採れる野菜というものは安全で安心なんだというものを県内外にアピールするのであれば、1 人でも多くそういう取得の GAP などの認証を取得する人を増やしていくべきだろうと思えますので。その数値目標みたいなものも、もし環境農業の方であればですね、作っていたら、個人の農家もそうですし、農協の生産部会でも取り組んでいけばよりよい安全安心の推進に繋がるのではないかなというふうに思います。

ありがとうございました。

(南会長)

どうぞ。

(環境農業推進課：山崎チーフ)

目標値ですが、グローバル GAP の認証を取得する 31 年までに 5 事業者ということで進めて、はい。

(鈴木委員)

県内で 5。

(環境農業推進課：山崎チーフ)

県内で 5 ということで進めています。

あと 1 つ、鈴木委員からありました農業高校と農業大学校。農業大学校につきましては、ちょっと自分の方からお話しに行きまして、一応来年度グローバル GAP の認証取得の準備を始めるように、取り組むようにしております。

農業高校についてはなかなか一足飛びに、青森の五所川原高校のようにグローバル GAP というようなところまではなかなか難しいであろうということで、農業振興部と教育委員会で連携しまして、まず先生の方から GAP に対する取り組みを、指導とかそういうふうなものを農業振興部と一緒にやっていくということで、来年具体的にちょっと農業高校の方

も動き始めると思います。

(南会長)

詳しい情報ありがとうございます。鈴木委員よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

はい、ありがとうございます。

(南会長)

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(西岡委員)

食育の推進のところで、特に数字ということではないんですが。なかなか小学生に限らず、朝食を摂る割合が少ないという。背景にもこんなことがあるということをご承知とは思いますが、知っといういただければ全然いいがです。

ご承知のように、県下で今 15、16 箇所、子ども食堂をもう既に運営してまして。県の方も小学校区単位で補助金を出していただけるような予算をつけていただけるということになっているようですが。生協関係も今高知市内で 3 箇所ですね、その運営に直接関わるということではなくて支援をしていこうということにしています。

例えば、こうち生協のお店もこれに関してやっております。1 回だけで 100 人以上の方が来られています。ただ、子ども食堂へ来た方で、生活に困っている人だけというふうに限定するとですね、やっぱりそこで差別の問題が起こってきたりしますので。中には小学校中案内文を配って、おじいちゃんが車で連れてくるとかそれも構わないということをやっています。

鴨田で中心になってやっている方のお話を聞くと、元学校の先生だったようですが、どうして始めようかと思ったかがですね。夏休みに子どもさんが 3 時頃必ず学校で水を飲みゆうそうです。聞いてみますと、家に帰っても鍵がかかっているし、中へ入ることができないということで、何も食べるものないし喉が渴いても水を飲むことができないと。そういう子どもさんたちは、学校をやっているときは残った食堂のご飯をおにぎりにして放課後に渡したようです。ただ、夏休みにはできないということで。そんな思いがあって子ども食堂をですね、ぜひそんな場所を提供してくれるんだったらやろうということで始めたようです。

ですから、今やはり子どもの貧困問題というのは非常に根強いものがあって、なかなか朝食だけではなくて 1 日 3 食も食べられない。今、そんなことも日本では存在しているということかなというふうに思います。もちろん週 1 回ですし、1 回の子ども食堂だけでこういうことが解決できるということではないんですが。県下でもたくさんの方々がそういう

ことをやっていこうということで今準備をしていますので、ぜひ行政の方もそういう支援をしていただければというふうの一つ思ったところですし。その問題が解決しないと、この数字はなかなかいい方には上がらないかなというふうに思いました。

それと、1つ教えてもらいたいのはジビエなんですが。今、鹿って年間2万トンぐらい処理されてますよね。猪はどれぐらい処理されているのかというと、大体、例えば鹿2万トンぐらい処理されて、実際ペットのフードになったりジビエとして処理されたりしてる割合というのはどれぐらいあるのかなと思いましたが。ちょっと分かっている範囲でいいですので教えていただければというふうに思います。

(南会長)

いかがでしょう。

(食品・衛生課：小野チーフ)

今、その数値を持っておりませんので、また担当課の方にお伺いしてお答えをさせていただきます。ただ、そんなに、利用率はかなり低いというふうに確か記憶がございますので。

(南会長)

ありがとうございました。

子ども食堂、貧困問題、貧困のことってやっぱり心配で大変なことだなと思います。

ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

(田村委員)

食中毒のことでお伺いしたいがですけど。ノロウイルスは非常に高知も食中毒が話題になってですね。私のところでしたらですね、下痢をしょったら仕事はさせないとかいうのがね、やっと事業所の中で浸透してきて。3年ぐらい前からでしょうかね、それは仕方ないね、人がおらんでも頑張らないかんねという雰囲気になってきたがです。

けれど、一番僕ら心配するのは健康保菌者というのがあってですね。100人のうち大体どれぐらいそういう人がいるんだろうというふうなですね、そういう研究結果とかあれば教えていただきたいし。私ども自力です、いわゆる全員の検便をして検査するというのは非常に実は経費が非常にかかります。それで従業員には年に何回か検便させてますけど、なかなかこれ持っていかなんかということ。それで放ちよることもあります。実は「ほっちょらんかよ」と冗談で言ったこともあるがですけど。

県として、研究もあるようです、なんか●を区切って。やはり健康保菌者の割合があつて、それが根拠のあるもので大体100人やったら5人いますよとか、どこにいますとかいうのが、我々は現場の従業員の教育不足にも非常に実は役に立ちます。

今、私ははったりで「10人ばあおるよ」と、「らしいで」と言って話すんですけど、これは反応が遅いみたいな感じですね。

そういうノロウイルスというのは、もう今までの食品衛生の中で、食中毒の予防の中で、ルールを守っても守ってもやっぱり防げない部分があるからなんです。

一番僕が知りたいのは、やっぱり健康保菌者というのがどれぐらいいるのかなというのの一つです。それを教えていただけたらと。

(食品・衛生課：安藤課長)

すみません。ネタを持ち合わせておりませんが。

基本的には、昔はですね、ノロウイルスは牡蠣を中心に人と牡蠣の間を伝搬するみたいな流れがあると言われていました。ただ今現在の状況を見ますと、それこそ前の刻み海苔のように、感染症としてどんどんひろがっていくというような実態もありますので。また衛研であったり、健康対策課なんかでも相談をしてそういう研究ができるのかどうか。

実は、私が衛研におりましたとき、牡蠣にノロがいるかどうか、市販されている高知県産の。それは調べておるんですけど、実際にはなかなかおらんがです。人間の方の便がどうかというのは、ちょっと当時は調べておりませんでしたので。また次の会でもご報告できればと思います。ちょっと調べてみます。

(田村委員)

ちょっと構いませんか。実は今ですね、アルコールとノロウイルスの関係というのは、少しいろんな情報がいつも入ってきてですね。あるメーカーさんがですね、これは酸性アルコールというから非常にノロには効果があります。非常にということはない、ノロにも効果がありますということをして、「それは、厚生労働省はある程度認めた話かよ」と言ったら、いや認めた話らしい話をするがですよ。それとですね、実は食品衛生協会がやっている中四国の実研修会があって、一昨年の研修の中でですね、厚生労働省の中でやっぱりノロを中心に研究されている先生がおられて、非常に実は詳しく教えていただいたがですけど、「効果はないことはない」と言っていました。けれどはっきり言わなかったので。けど効果があれば少しの効果があれば使ってみたいかなというのがあるがですね。実際そういうところというが、行政というのはそういう情報については把握されていますかということを知りたいがですけど。

(食品・衛生課：安藤課長)

私以前、衛研にいたときにそういう話を聞いたことがあって。県というか全国的に厚労省の間違いたくさんあることは承知しているわけですけど。おっしゃる通りアルコールが効かないというわけではないそうですが、効くまでにちょっと時間がかかる。一定濃度を浴びないとノロに効果がないというお話を私伺ったことがございます。効かないというこ

とではないという、確かにそういうお答えでした。

それを考えると。次亜塩素酸ソーダのほうがはるかに効果があるので、そっちをお勧めするということになります。

(食品・衛生課：小野チーフ)

私からもちょっと説明させていただきます。

よく市販されているやつで、90%除去とか、次亜塩素酸系で手荒れがするので、アルコールとかで90%除去とか99%除去とかありますけど、90%除去で0が1個落ちるだけです。ノロウイルスかかっているときは糞便の方に1gあたり100万個ぐらい排出されると言われますので、0が1個落ちて10万個。人が症状だすのが大体100個ぐらいです。やはり効果はあるんですけども、手洗いしてそういうのを併用して使っていただければと思います。ただ99.9でも1,000ですね、0が3つ落ちるだけですので。計算がちょっとできないんですけど。一応100まではいかない。やはりそれだけではなかなか難しいので。必ず手洗いを2回していただいた後そういうのを使っていただいて、さらに効果を高めていただければと思います。

(田村委員)

はい、ありがとうございます。

(南会長)

はい、大変専門的なお話が続いておりますが、ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(和田委員)

田村委員から前に、食中毒の事例の公表をしてくれとった提案がありまして。今回そういう研修会やるということでお答えいただいたんですけど。なんかホームページでそういう事例は出されるというなにか、それとも出していくご予定はあるのかというようなことをちょっとお伺いしたいんですけど。

(食品・衛生課：小野)

高知県のホームページの方ですが、食中毒の年毎に件数と、あと細かい情報は入れていないんですけど、どの事件で何人食中毒患者が出たかというのを載せております。

また、事件があつてから1週間程度は、マスコミの方に投げ込んだ資料と同じものを公表させていただいております。1週間経つとちょっと取り下げておるんですけど。その事件が起こって1週間以内は高知県ホームページで詳細を載せてます。それ以降になると消してしまいますけど、大きな数字的なものはホームページ上で載せております。

(和田委員)

なかなか難しいとは思いますが、こちら業界さんの方でもそういう事例がほしいという話もありましたので、ご検討いただきたいと思います。

それと、あとさっきの食中毒で刻み海苔の方が出ましたけど。干物でそういうのがあるということが僕もちょっと起こるということを初めて知ってびっくりしたんですけど。そういう HACCP 等でそういう干物に関してもそういう制度、過程の研修とかそういうことを行う予定はあるのかどうか、今政府でも行っているのか。その辺はどうなってますでしょうか。

(食品・衛生課：安藤課長)

海苔での食中毒というのは全国的にもあれだけ大きいのは初めてでしたので、今まで私たちがあまり注目していませんでした。何年前ですか、漬物の O157 事件というのがありましたけれども、あれもあまり漬物から食中毒というのは聞かない事例でした。あの後、私たち漬物の O157 検査をしているんですけども。今後、海苔については、全国の流れを見ながら検討してまいりたいと思います。

なお、海苔についても実は、前回の認証で県内の海苔業者さんが HACCP 認証を受けられております。そこは大変きれいな施設ではございますが、ノロとなるとまたちょっと話が違うので。さっき田村委員がおっしゃったように、症状があった方はもう外すということの徹底をしていかないとこの問題は解決しないと考えておりますので。またそこはノロ対策ということでちょっと力を入れていきたいと思っております。

(南会長)

はい、どうぞ。

(和田委員)

あとまた別の問題なんですけど。ちょっと前もって言うておけば良かったんですけど。

38、39 ページのところ、農林水産物直販所への「安心係」の配置ということが書かれています。この安心係というのは具体的に何をおっしゃっていることなのか、あるいはどういう人なのか、どういう資格を持った人なのかということをお伺いしたいと思いますけど。

その理由としては、今回東京都でも安心と安全ということをごっちゃにした議論になって、そういう混乱しておりますね。安全と安心というのは別なものであるということで。ちょっと尾池さんという京都大学で総長やった人が、高知新聞で 2013 年にちょっと記事書いてるんですけど。「国や行政機関がやるべきこと、また政治家が考え出す安全な社会にすることであって、それを見て安心するかどうかは生活する市民が判断することである」というふうに書いてありまして。ちょっとあまり安心係というのは、ちょっとなんか

納得させる係みたいなそんな。とにかく安全だっというようなイメージがちょっとありまして。それよりは、安全性を高めるための係であるというふうな、そういう役割を持ったんだというふうにさせていただきたいというふうに思ったりするのですが、どんなものでしょうか。

(南会長)

はい、どうぞ。

(地域農業推進課：松岡課長補佐)

地域農業の松岡です。地域農業推進課は直販所の販売とかそういうもの所管しているんですけども、現在、直販所が私どもが対応している件数が 140 箇所、売上で 95 億円ということで、県民の大きな食卓守っている施設になってきています。

そのなかで、実は安心係というのが、この直販所のスタッフの方々に基本的な知識、例えば表示とか、先ほど出た機能性の表示なんかも出てきているんですけど、それに対応できるように基礎知識を持っていただく方を育成しようということで。県内 3 箇所での安心係講習会を、これを受けた方については、安心係という認証というか証明書を出します。

一度直販所に行って壁を見てもらったら、安心係の講習会を受けましたというのを貼っている直販所、県内多くなっています。これによって消費者の方にきちっとお答えができるような人材を作っていこうということで。基本的なものを知っていただいて、その担当の方が分からないものは、例えば地域農業推進課とか保健所なんかきちっと繋いでいくようなネットワーク作りの一つのアイテムとして続けてきてます。

現在配置の割合が、現在 88%の直販所にはその安心係というのが配置されております。あと 12%についてはちょっと残念というか、不定期に開催する直販所なんかがこの安心係に参加に出てませんけども。今回も私ども、89 になってますね。100%をとにかく目指して毎回全部の直販所の方々には参加していただいて基本的な知識をつけていただきたいと思いますということをお願いをしているところです。

(南会長)

この安心係は何をするわけですか。

(地域農業推進課：松岡課長補佐)

販売をですね、主に店頭の上ですね、販売所をする方です。直販所のスタッフの方を対象にやっています。そのときに消費者の方が「この表示はどうですか」、「この中身はどうですか」と言われたときに、一定知識を持ってお答えできる方々を各直販所で配置してもらっているというのが今の取り組みになります。



(南会長)

それは安全について説明するのでしょうか。

(地域農業推進課：松岡課長補佐)

そうですね。

(南会長)

和田委員がおっしゃっているのは、安全はリスクの問題だから。安全なんだけど、安心できるかどうかは本人の問題というか、消費者がどう考えるかなんで。安心を押し付けるということではない。安全の度合いを理解してもらうという。

(地域農業推進課：松岡課長補佐)

そうですね、はい。

(南会長)

それで、命名がちょっとねという感じですね。安心係というのはなんかちょっと。これは高知県だけじゃなくて他のところでも安心係というのがやってらっしゃるんですか。

(地域農業推進課：松岡課長補佐)

私の知っている限りでは高知県独自の取り組みです。実は直販所というのは、高知県がよく良心市というのがあって、非常に県外と比べて非常に良心市の文化が早くから出てきて。実は高知県の場合は直販所と呼んでいますが、県外だと直売所になるんですよ。言葉が全然違ってきて、ちょっと歴史的背景もあって、この成り立についてはちょっと違うようです。

そういう意味で、先ほども言いましたように、県民の方に非常に身近な施設なんで、その中で表示なんかとか、保健所さんにはやはり衛生管理の部分なんかについて、毎回リアルタイムの新しい情報をそこで講習会を受けてもらっています。という関係で、同じ人がほぼほぼ毎年来ていただいている状況もあります。

(南会長)

はい、そうしたら。

(和田委員)

良心市というのは無人販売所ですよ。

(地域農業推進課：松岡課長補佐)

そうです。そこからですね、人がはりついていって、今度店舗になってきたっていうそういう歴史が高知県の場合はあるんで。その人の有人のところについては、そのいわゆるスタッフの方が表示とかそれから衛生管理とかの知識をちゃんと講習会を受けて持っていていただくということで取り組みを進めています。

(和田委員)

魚の方もそういうのはあるんですか。昔は無人だったけど今は有人販売なんかあって、そこに安心があるっていう、人がいる。

(地域農業推進課：松岡課長補佐)

魚とかそういう区分けはしてなくて、店舗で売る方は基本的な法律関係の理解、それからあと保健所の方の方から来ては衛生管理の手法等を勉強します。

ちなみに、先ほど言われた手洗いのことについてもですね、ところによっては保健所に行っていていただいて実際実習したりとか、それから ATP 検査をやったり、実際に調理場がきちっと管理できるとか、そこまで要望にお応えして実習なり研修なんかをやらしてもらっています。

(食品・衛生課：安藤課長)

お野菜については営業許可がありませんので。基本はそれこそ無人店での販売っていうのがあり得ると思うんですが、お魚の場合は魚介類販売業という許可を取っておく必要がありますし、当然温度管理が必要ですので、基本あまり無人ということはあり得ないと思うんですけど。

(南会長)

ほかにいかがでしょう。

ご質問やご意見がそろそろ出尽くしたところかなと思いますが、ほかにないようでしたら、本日出された意見をさらに活かしていただいて、計画の策定を進めていただくということでもよろしいでしょうか。

(全委員)

はい。

(南会長)

ありがとうございます。では、ほかに何か。

(田村委員)

ちょっと1つだけ。

(南会長)

はい、どうぞ。

(田村委員)

1つだけ教えてください。市場のいわゆる魚、水産市場の話なんですけど。たまに私市場に行くんですけど、昔からいうたらはるかに改善されてるというふうに実は思ってます。

それで、まじめにしとる方はあれですけど、市場にいわゆる飲食店とかの場合は、食品衛生責任者というて、そういう制度があって、責任者が一応おりますけど、市場にもそういう責任者がおられますか。

いろんな仲卸が入ってくるとかそういう組織で、要するに衛生的な責任者というのは市場長がいれば市場長なのか。そういうふうなところは全然なくて、ただ研修してお互い注意しましょうねということだけなのか。それとも誰かがきちっとした指導をしゅうのか。

たまにこんなことしよった、あんなことしよったっていう情報が一応私のところにもいろいろ入ってくるがですよ。まさかと思うようなことがあるんで。誰が指導しゅうかなと思っ、こういう制度あるかないかだけ教えてください。

(合併・流通支援課：山本チーフ)

はい、非常に厳しいご質問なんですけれども。実は水産物の卸売市場、地方卸売市場でございますが、主に漁協さんが担っています。その中で、一般的には販売課長さんが市場の全面的な衛生管理状況のチェックをいたしております。それから、県の方でも大日本水産会の衛生品質型の認定市場を県内3箇所受けておりますが、この認定市場につきましては、販売課長さんだけではなくてですね、特に毎日の衛生管理を日々管理する人間を特に当てておまして、日報等々を実現するかたちで、なにかあった、なにかあってはいけないんですけど、そういったことに対してもきちんと説明できるような状態にいたしております。

(南会長)

それでは、これで審議を終わらせていただきたいと思います。

特にないようですので、予定した議事は終わりましたので、議長を終えさせていただきます。ありがとうございました。

(食品・衛生課：小野チーフ)

南会長、ありがとうございました。

今後は、事務局の方で食の安全・安心推進計画、第3次の推進計画について策定のほうに進めさせていただきます。

本日いただいたご質問のなかでいくつかお答えできなかったものがございます。ジビエの利用率、ノロウイルスの健康な人の保菌者の割合と。またそれについても調べまして、お答えさせていただきます。

では、ここで休憩の方を取らせていただきまして、報告事項としまして「健康牛の BSE 検査の廃止」についてご説明させていただきます。

3時10分、15時10分まで休憩をさせていただきます。こちらの時計で10分です。前の時計で5分をお願いします。15時5分をお願いします。会場の方、準備させていただきます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

(食品・衛生課：小野チーフ)

すみません。国の制度改定に伴い、食用にと畜される健康牛の BSE 検査の見直し、48か月齢超から廃止についてご説明させていただきます。資料はお手元に2つございます。A4縦書き両面印刷されたもの、上に「国の制度改正に伴う食用にと畜される健康牛の BSE 検査を見直しについて」と上記に記載があるものと、A4でパワーポイントカラーの両面印刷したものがございます。本日は、このカラーの両面印刷の資料でご説明させていただきます。お手元にごございますでしょうか。

では、スライドで説明させていただきます。スライド、先ほど写したんですけども、大変字が小さいところがございますので、見えない分はお手元の資料でご覧ください。

お手元資料、スライドナンバー2ページ目をご覧ください。まず始めに、すみません、ちょっと見えづらい位置がありますと。すみません。はい。見えづらい位置がありましたら、見えやすい位置へお願いします。右隅に2と書いてございます。これがスライドナンバーでございます。番号2で、スライドナンバー2をお願いします。

まず始めに、牛海綿状脳症 (BSE) 及び特定危険部位 (SRM) についてご説明させていただきます。牛海綿状脳症 (BSE) は、異常プリオンたん白質が主として脳に蓄積して脳の組織が海綿 (スポンジ) 状となりまして、異常行動や運動失調などが現れ、死亡する牛の病気の一つです。特定危険部位 (SRM) は、BSE の病原体と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積しやすい部位のことです。

スライドナンバー3をご覧ください。こちらは、世界の BSE 発生件数の推移を表したグラフです。1992年、平成4年が BSE 発生のピークになります。表で言えば一番左側、グラフで言えば4番目の一番高くなっているところです。こちらは約3万7,000頭の発生が世界でございましたが、発生数は年々減少しまして、2015年、右から2番目になりますけれども、2015年が平成27年で7頭の発生が世界でございました。この2016年1頭となっ

てございますが、こちら 6 月までのデータでございますので、2015 年が 1 年間のデータと見ていただければと思います。

続きまして、スライドナンバー4 をご覧ください。こちらは、日本のと畜場での BSE 検査頭数と、BSE 感染確認頭数を表にしたものです。下に、(注) と書かれたものが 2 つございます。こちらの方を読ませさせていただきます。日本では、平成 13 年 9 月に千葉県で初確認、これ 1 頭目でございます。初確認されまして、その後、死亡牛検査で 14 頭、と畜検査で 21 頭、合計 35 頭が確認されていますが、平成 21 年度、2009 年以降は確認されておりません。これまで全国のと畜場で約 1,500 万頭の牛の検査を実施しております。

スライドナンバー5 をご覧ください。こちらは、これまでの BSE 対策の経緯についてご説明させていただきます。平成 13 年 9 月に国内で初めて BSE を確認されました。こちらのちょっとピンク色になった部分、国内で 1 頭目が確認されました。同 10 月に、全国一斉にと畜場での BSE 検査の全頭検査、全部の牛の検査を開始しました。また、その横にございますが、全ての特定危険部位の除去・焼却を開始しました。特定危険部位は先ほどもご説明させていただきましたけれども、異常プリオンが溜まりやすい場所で青い枠で囲っておりますが、頭部とか脊髄とか回腸遠部位、こちらの方がちょっと溜まりやすい部分で、こちらの方を除去・焼却を開始しました。

また、その横にございますが肉骨粉。この肉骨粉といいますのは、牛などの家畜をと畜解体するときにする食用に用いなかった部分などをレンダリングという処理をして、乾燥粉末にして作った粉末状のものです。こちらを、牛などの餌にこれまであげてたんですけども、その牛などの餌にするのを完全に禁止しております。この時期にしました。

続きまして、スライドナンバー6 をご覧ください。その後、国では検査対象月齢につきまして、科学的根拠をもとに平成 17 年 8 月に 21 か月齢以上、平成 25 年 4 月に 30 か月齢超と見直しを行ってきました。しかし、その間国民の BSE に対する不安が拭いされないことから、高知県を含む全国自治体においてこの通りにせず全頭検査を継続していきました。しかし、平成 25 年 7 月、こちらの右端になりますけれども。平成 25 年 7 月に全国一斉に検査対象月齢を 48 か月齢超と変更しました。この平成 25 年の見直しにつきましては、当審議会でもご審議いただきました。

そちらの※印のところでございますが、平成 25 年 5 月に OIE (国際獣疫事務局)、この国際獣疫事務局いいますのは、動物の伝染性疾病の状況に関する情報の透明性の確保を目的として、1924 年に設立されました国際機関でございます。この国際機関の総会におきまして、日本が無視できるリスクの国に認定することが決定されております。

スライドナンバー7 をご覧下さい。こちらは平成 25 年 4 月 1 日の全頭検査見直し以降の BSE 検査結果を表した表です。左から、「症状を呈する牛」こちら下に※1 がございます。症状を呈する牛というのは、生後 24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害が疑われたもの及び全身症状を呈する牛。真ん中が 48 か月齢超の牛、その右その他の牛でございますが、そちらは※3 になりますけれども。モニタリン

グ検査を行った 48 か月齢超の健康と畜牛や、耳標が脱落して月齢が確認できなかった牛等でございます。それぞれ 400 頭、54 万頭、1,000 頭とございまして、合計約 54 万頭検査を行っていますが、畜場での BSE 検査による BSE 陽性はございませんでした。

続きまして 8 ページ目をご覧ください。こちら平成 27 年に行われました厚生労働省から食品安全委員会への食品影響再評価の背景についてご説明をさせていただきます。下の青枠の部分をご覧ください。検査対象月齢の変更を実施した平成 25 年 7 月から平成 27 年 11 月末までに食用としてと畜された 48 か月齢超の牛、48 万 1,207 頭について BSE 検査の結果は全て陰性であり、BSE 感染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要があることから、国内対策の変更について平成 27 年 12 月 18 日、食品安全委員会に諮問を行いました。

スライドナンバー 9 をご覧ください。平成 27 年 12 月の食品安全委員会への食品健康影響再評価の諮問内容が 2 つございます。一つ目でございますが、(1) 検査対象月齢。食用にと畜される健康牛の BSE 検査について、現行基準を継続した場合、48 か月齢超ですけれども。継続した場合と廃止した場合のリスクを比較。二つ目が SRM 特定危険部位の範囲、こちらにつきましては、現行の全月齢の扁桃及び回腸遠位部、30 か月齢超の牛の頭部、舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。脊髄及び脊柱から 30 か月齢超の牛の頭部、舌、頬肉、皮及び扁桃を除く及び脊髄に変更した場合のリスクを比較。この 2 つでございます。

スライドナンバー 10 をご覧ください。平成 28 年 8 月の食品安全委員会の食品健康影響評価まとめについてご説明させていただきます。

一つ目、BSE 感染牛は満 11 歳になるまでにほとんどが検出されると推定されております。国内では平成 14 年 1 月生まれの 1 頭を最後に、その後の 15 年間に生まれた牛で BSE が確認されていません。

二つ目、肉骨粉を牛の餌にしないようにする飼料規制等の BSE 対策が継続されている中では、今後、定型 BSE が発生する可能性は極めて低いとした平成 25 年 5 月の評価書の評価は妥当であると考えられます。

三つ目、非定型 BSE、この非定型 BSE、下にちょっと※で書いてございますが、定型 BSE とは異なるタイプで、無糖鎖異常プリオンたん白質の分子量が違うもので、H 型と L 型が存在します。については疫学的に人のプリオン病との関係を示唆する報告はなく、発生頻度も極めて低い。このことから、下の青枠でございますが、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。なお、引き続き全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなければならない。生体検査において、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する 24 か月齢以上の牛を対象とする BSE 検査が行われる必要があると評価されました。

スライドナンバー 11 をご覧ください。食品安全委員会の評価結果を受けまして、国において国内措置を見直す規則改正を行いました。その改正内容について、青色部分をご覧ください

ださい。平成 29 年 4 月 1 日から健康牛の BSE 検査を廃止する。ただし、24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛は、現行どおり BSE 検査を継続実施することとしております。

この規則改正を受けまして、高知県内と畜場、四万十市と高知市内に 1 箇所ずつございます、合計 2 箇所ございますが、平成 29 年 4 月 1 日から健康牛の BSE 検査の廃止を予定しております。ただし、24 か月齢以上の牛のうち生体検査において、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する牛は、現行どおり BSE 検査を継続実施することとしております。なお、全国の自治体でも同様の対応を行う予定でございます。

最後のスライドでございます。ナンバー12 をご覧ください。見直し後の BSE 検査について絵で表したものでございます。左上に農場とございます。農場で死亡した牛のうち、48 か月齢以上の牛についてはこれまでどおり死亡牛の検査を継続していきます。その下からと畜場になりますが、と畜場に搬入された全ての牛につきまして、始めに獣医師が全ての牛につきまして生体検査を行います。こちらの左下の赤い枠をご覧ください。そのときに奇声、旋回等の異常行動や運動失調等の神経症状があるなど、BSE にり患していると判断した場合は、そのままとさつするのではなく、とさつ解体の禁止の指示を獣医師がします。

その後、右側に進みますが、そのほかに青枠のところをちょっとご覧ください。24 か月齢以上の牛で運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた牛や、全身症状を呈する牛など疾病鑑別の観点から、と畜検査員、と畜検査員は獣医師でございます、獣医師が必要と認められる場合は、現行どおり BSE 検査をこれまでどおり実施できます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

BSE 検査の廃止についてご報告させていただきましたけれども、こちらについてご質問ございますでしょうか。はい。

(西岡委員)

実は、全国の生協の会が 2 月にありまして、こういうことがあって報告されることを聞いておりました。全国の生協にしても、ここに書かれていることについては、特に今回については意見申し上げることはないということで。方針通りしたいということになっていきます。

ただ、その中で強調されたのは、病死した牛ですね。これについてきちっとやっぱりそれぞれ都道府県で検査するというのをぜひ行政がしてほしいということがありましたので、そのことは付け加えておきたいと思います。

1 つだけ質問ですが、48 か月齢以下の牛で死んだ場合ですね、これはどう処理をされているんでしょうかということです。これは質問です。

(畜産振興課：與名チーフ)

畜産振興課です。死亡牛の BSE 検査につきましては、平成 15 年 4 月から 24 か月齢超の牛を対象に BSE 検査を行ったところでございます。平成 25 年にと畜場における検査月齢の必要を順次全部引き上げたこと。また EU においても、と畜場とか死亡牛の検査月齢を順次引き上げており、また国内、EU 等でも様々な科学的知見やデータが得られて、検査対象 48 か月齢に引き上げて問題ないという判断が、平成 27 年 4 月 1 日からは死亡牛の検査対象を 48 か月齢超で行っているというところでございます。

なので、48 か月齢以下の牛が死んだ場合についても、これまでのデータ、科学的知見から BSE の感染の可能性はないということやっていないのが現状でございます。ただ、48 か月齢超の死亡牛につきましては、今後も死亡牛につきましては検査を継続するというふうに国の方からは聞いております。

(西岡委員)

質問ですが。死亡した牛というのも農家で処分をするんですかね。48 か月以下については。

(畜産振興課：與名チーフ)

今、適切に産廃処理されることとなっておりますので。ご迷惑おかけすることもございませんし、当然食卓に上ることも絶対ございませんので。

(西岡委員)

それ分かっちゃう。ありがとうございます。

(食品・衛生課：小野チーフ)

ほかに。なければ、ご報告の方を終了させていただきます。

少し時間が早いですが。本日は、委員の皆さんにご多忙中、本日は熱心なご審議をいただきましてありがとうございます。

最後になりますが、南会長におかれましては 3 月 31 日をもちまして当会長を退任されます。長きにわたり高知県の食の安全・安心にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。ここで南会長にお言葉をいただきたいと思っております。

(南会長)

私、3 月 31 日で高知県立大学学長の任期が終了いたしますので、この審議会も退任させていただきますことになりました。第 2 次の食の安全・安心の推進計画などの策定で、それからそれを実行し評価していくという観点から関わらせていただき、今回の第 3 次計画まで皆様と一緒に関わらせていただきました。



私はこの分野の専門家ではございません。健康分野の人間ではありますが、食の安全・安心に直接的に関わってる専門家ではないんですけれども、この計画の推進の状況とか新しい計画案の策定とか、そういうのを拝見していて、本当に高知県の食品・衛生課を中心として、また関係部署の方のそれぞれの多くの方々が大変なご努力をされているということが分かりましたし、また、第3次計画提案するときも非常に良い計画案であったということに対して、感慨深くしております。

また専門委員の皆様方、皆さん、ここの審議委員の皆様もそれぞれの立場で、大変なご専門家ですし、また一般市民としての方で出られている方は県民としての代表のお立場で、消費者としての立場で、それぞれの立場で大変いろいろご意見をいただいて、それがまた推進計画の修正に繋がっていったりして、今日のディスカッション伺っていても大変専門的なディスカッションだなというふうに感銘いたしました。

県民の一人としては、大変、高知の仕組みというのは、「安心」は個人個人が感じることだけど、「安全」に向けて最大の努力をしていく仕掛けがあるんだな、それは皆のお力によるんだなと改めて思っております。

会長としては非常に微力です、なんとなく皆様のお力になれなくて申し訳なく思っておりますが、これからもこの審議会が活発なご意見のもとに、県民の健康を守っていくということに関してご尽力されるに違いないと確信しております。本当にありがとうございました。

(食品・衛生課：小野チーフ)

ありがとうございます。

以上を持ちまして、平成28年度第2回高知県食の安全・安心推進審議会を終了させていただきます。委員の皆さん大変ありがとうございました。お疲れさまでした。